

(4) 介護保険に関する指導監督について

平成12年4月の介護保険制度施行後の指導監査状況をみると、適正な事業運営に積極的に取り組んでいる介護保険施設等がみられる一方、指定取消し処分の対象となった介護保険施設等も出ている。特に開設者、事業者及び事業所の役職員の介護保険制度に対する認識の欠如や人員、設備及び運営基準を逸脱した事業運営が不祥事発生の原因として認められるので、指導・監査、研修等を通じ介護保険制度に対する認識と理解の醸成に努めていく必要がある。特に、今後、指定事業者数も増加してくることから、各都道府県の指定事務における審査の重要性はもとより、事業実施に当たり必要な情報提供、制度の理解、不適切な取扱事例等を講習する集団指導の役割は重要である。

平成13年度における市町村（保険者）指導及び介護保険施設等に対する指導・監査に当たっては、次の事項に留意の上、適切な指導・監査の実施をお願いしたい。

なお、介護保険施設等の指導・監査に当たっては、不祥事の未然防止について万全の指導を期する必要があるが、万一、不祥事等（事故、事件、不正請求及び不当なサービス提供）が発生した場合で、指定取消し等の行政処分の必要性が考慮される時は、全国的に整合性のとれた事務処理を行う必要があることから、国において介護保険法第197条第2項の規定に基づき助言を行うこととしているので、速やかに関係各部門と調整の上、当室に連絡を行われたい。

さらに、指定取消し等の行政処分を行った時は、介護保険法第197条第2項の規定に基づき、処分結果の報告についても求めることとしているので了知されたい。

ア 都道府県等本庁における指導監督について

(ア) 指導監査体制の確立について

各都道府県等にあつては、市町村（保険者）の指導及び介護保険施設等の指導・監査の実施に当たって、介護保険制度の発足に伴う大幅な組織改正又は実施体制の変動があったことから、指導・監査体制の未確立、指導・監査要綱等の未策定となっていることが、平成12年度に国が実施した指導において認められたところである。

については、未だ実施体制、指導・監査要綱等が整備されていない都道府県等においては、下記の点に特に留意し早急に体制を整備することが求められる。また、既に実施体制及び指導・監査要綱等に基づき実施されている都道府県等においても、下記の点に留意し必要な見直しをお願いしたい。

- ① 複数の関係部局で指導・監査を合同で実施、又は指導対象となる介護保険施設等を分担して実施している場合は、その担当部局等が行うべき業務分担が明確にされた指導・監査要綱等とすること。なお、この場合、介護保険担当部局も積極的に調整を行うことが望ましいこと。
- ② 福祉事務所及び保健所等の機関に業務を委任して指導を実施する都道府県が見受けられるが、これらの都道府県においては、統一した方針のもとに指導が行われ、また、市町村（保険者）及び介護保険施設等のそれぞれに対する指導に差異が生じないように研修会、連絡会議等を開催して一定の指導水準の確保を図るとともに、これら機関による指導の実施状況を的確に把握し、必要に応じ、本庁の介護保険担当課による十分な助言を行うこととされたいこと。
- ③ 指定介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の指導監査に当たっては、「介護療養型医療施設及び介護老人保健施設の指導について（平成12年12月13日老指第8号）」に十分配慮した実施体制及び指導要綱等とすること。
- ④ 介護保険施設等の指導結果の通知及び改善報告書の内容については、事業者等の活動区域に所在する市町村（保険者）への情報提供及び利用者等への情報開示について十分配慮すること。

(イ) 指導方針及び指導計画の策定について

平成13年度から実施する市町村（保険者）及び介護保険施設等に対する指導は、指導要綱等に基づき当該年度の指導方針及び指導計画を策定することとなるが、その策定に当たっては、以下のイ、ウの事項を踏まえて策定するとともに、既に「介護保険市町村（保険者）指導指針」及び「介護保険施設等指導指針」において示してある指導の実施回数についても十分留意し、関係する各課と調整を図った上で策

定されたい。

(ウ) 適切な苦情の処理について

都道府県に寄せられた苦情については、必要に応じて市町村、国民健康保険団体連合会等へ連絡を行うなど連携を図って適切に処理することが重要である。

また、市町村（保険者）等に寄せられた情報についても、市町村（保険者）の内部において適切に処理されることは当然であるが、介護保険施設等に係る人員、設備及び運営に関する基準に違反又は違反の疑いのある情報については、介護保険施設等に対する指導権限及び指定取消処分等監督権限を有する都道府県に対して情報提供がなされることが極めて重要であるので、都道府県及び市町村等関係機関において苦情の処理の事務が有機的に行われるよう、苦情処理マニュアル等の策定を検討されたい。

イ 市町村（保険者）に対する指導について

(ア) 要介護（支援）認定事務の適正な処理について

① 要介護（支援）認定申請及び要介護（支援）更新申請事務の円滑な処理

平成12年度に実施した実地指導において、要介護（支援）認定に当たっては、申請の多くを法定期間内に行うことができない市町村（保険者）が見受けられたところであるので、利用者の権利保護の観点から、その原因を明らかにするなどその解消に努めるよう指導されたい。また、やむを得ず法定期間内に認定することが困難な場合にあっては、法第27条第14項の規定による認定延期通知書の発送がもれなく行われるよう併せて指導されたい。

② 要介護（支援）認定に係る主治医意見書の管理の徹底

平成12年度に実施した実地指導において、介護保険施設の入所者の主治医意見書の管理が不十分なところが見受けられた。については、要介護認定業務を適正に行うためにも、主治医意見書に係る情報の取り扱いに特に注意を払うことが重要

であるので、市町村（保険者）に対して指導の徹底を図られたい。

(イ) 保険料の適正な徴収について

低所得者の保険料に関し、市町村独自に減免を行う場合について、国民皆で制度を支える介護保険法の本旨を踏まえると、

- ① 保険料の全額免除
- ② 収入のみに着目して資産状況等を把握しない一律の減免
- ③ 保険料減免分に対する一般財源の繰り入れ

という措置は適当ではないと考えている。

については、市町村（保険者）への指導に当たっては、上記の趣旨について周知を図られたい。

ウ 介護保険施設等に対する指導について

(ア) 人員に関する基準及び勤務体制の確保について

介護保険施設等に配置しなければならない職員については、厚生省令で定める人員に関する基準に定められているが、これまでに指定取消しの行政処分や是正指導が行われた事例において、事業所等の職員数が基準数を下回っていたり、一定の資格を有する者によりサービスの提供を行わなければならないにもかかわらず無資格者によるサービスが行われている状況が認められた。このような状況が放置されると、介護保険給付の上で格差を生じ、利用者にとって不利益となり、ひいては介護保険制度の信頼をも失うこととなる。人員に関する基準を満たす職員配置の確保と、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導の徹底を図られたい。

(イ) 内容及び手続の説明、同意について

介護保険施設等は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない

こととなっている。しかしながら、平成12年度の実地指導において、重要事項を記した説明文書に、「事故発生時の対応」、「利用料その他の費用の額」、「苦情処理の体制」等について記載されていない事例が見受けられたところであるので、利用者保護の観点に立ち、利用申込者がサービスを選択するために必要となる重要事項に記載漏れがないよう指導の徹底を図られたい。

(ウ) 掲示について

介護保険施設等は、施設、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないこととなっている。しかしながら、平成12年度の実地指導において、掲示されていない介護保険施設等が相当数見受けられたので、利用者保護の観点に立ち、適切に掲示が行われるよう指導の徹底を図られたい。

(エ) 介護サービスの取扱方針について

介護保険施設等においては、介護サービスの提供に当たって、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないとされており、介護保険施設等として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由について、十分な記録を行うこととされている。しかしながら、平成12年度の実地指導において、緊急やむを得ない場合以外に身体拘束が行われている事例や、身体拘束に係る記録が整備されていない事例が一部見受けられたところである。身体拘束の廃止に向けての取り組みについては、身体拘束廃止の趣旨、具体的なケアの工夫や実例などを盛り込んだ、身体拘束ゼロマニュアルが今後示されることとなっており、また、同マニュアルに即し各都道府県を指導する際の着眼点等についても別途お示しすることとしているので、それらも参考にして、緊急やむを得ない場合以外に身体拘束が行われないよう、また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には十分な記録を行うよう引き続き指導の徹底を図られたい。

(オ) 利用料等の受領について

介護保険施設等の利用料等の受領については、人員、設備及び運営に関する基準等でその取扱いが定められているが、保険給付対象のサービスと明確に区分されにくい「あいまいな名目による費用の受領」が行われると、保険給付そのものの信頼を失うこととなるので、適切な利用料等の受領が行われるよう引続き指導の徹底を図られたい。

特に、「その他の日常生活費」の取扱いについては、平成12年度の実地指導において、不適切な事例が相当数見受けられたところであるので、利用者保護の観点に立ち、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日・老企第54号）及び「介護保険施設等における日常生活費等の受領について」

（平成12年11月16日老振第75号、老健第122号）で示されている以下の点に留意して指導に当たられたい。

- ① 保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないか
- ② 費用の内訳が明らかにされているか
- ③ 対象となる便宜及びその額は、運営規程に定められ、重要事項として見やすい場所に掲示されているか
- ④ 受領する額は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか
- ⑤ 受領について利用者等又は家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ているか
- ⑥ 当該同意については、サービス内容及び費用の額を明示した文書に利用者等の署名を受けることにより行われているか

(カ) サービス計画の作成について

介護保険施設等がサービス計画を作成するに当たっては、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題等に基づき、サービスの提供に係る

従業者で協議することとなっている。しかしながら、平成12年度の実地指導において、個人毎の具体的なサービス計画が作成されていない事例や、特定の職員が作成し関係する従業者間での協議が十分行われていない事例等が見受けられたところであるので、サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切なサービス計画が作成されるよう指導の徹底を図られたい。

(キ) 介護給付費の算定及び取扱いについて

平成12年度の実地指導において、介護給付費の請求に関して以下のような事例が散見されたところであるので、介護保険制度の信頼確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な介護給付費の請求が行われるよう指導の徹底を図られたい。

- ① 入所者が外泊等のため食事をとらなかった日があったにもかかわらず、誤って基本食事サービス費の請求を行っていた事例
- ② 通所介護を行う時間帯に、1日120分以上専従の機能訓練指導員を配置していなかった日があったにもかかわらず、誤ってその日についても専従機能訓練指導員の配置加算を請求していた事例
- ③ 緊急時訪問看護加算を行っている利用者に対して夜間又は早朝に訪問看護を実施した場合に、誤って時間外加算も請求していた事例

(ク) 痴呆対応型共同生活介護事業の質の確保について

今後、痴呆性高齢者は急速に増加することが見込まれており、痴呆性高齢者支援対策の柱である痴呆対応型共同生活介護事業所の整備の推進が期待されている。しかし、一方ではこうした事業所における密室性の問題や専門知識を持った従業者の確保など「サービスの質」をめぐる問題も提起されており、こうした問題を踏まえ、適正な普及を図る観点から以下の対策が講じられる通知が示される予定であるので、その方針に沿った事業運営が行われているかという点に留意して指導に当たられたい。

なお、具体的な指導内容については、別途、「介護保険施設等の指導監査につい

て」(平成12年5月12日 老発第479号)の別紙「主眼事項及び着眼点(指定痴呆対応型共同生活介護事業)」の変更によりお示ししたい。

① 管理者及び計画作成担当者について、都道府県が実施する「痴呆介護実務者研修(基礎課程)」を受講することを義務づける。

さらに、計画作成担当者には、「痴呆介護実務者研修(専門課程)」を受講するよう努める。

② 事業者は、提供しているサービスの内容について、適切な基準による評価を行い、その結果を公表することを義務づける。

③ 事業者は、運営規程の概要や勤務体制、管理者・スタッフの資格・研修の履修状況、入所者が負担する利用料、住居費等、さらにサービス評価の結果などを公表するとともに、都道府県及び市町村に対して情報提供することを義務づける。

④ 都道府県及び市町村は、事業者から提供された情報を、利用者等が活用できるよう閲覧資料の整備等の対応を行う。

⑤ 市町村は、適切な運営を確保する観点から常時情報収集を行い、都道府県と連携しながら必要な指導、助言を行う。

エ 「主眼事項及び着眼点」の改正(案)について

平成12年5月12日付老発第479号厚生省老人保健福祉局長通知の別添1「介護保険施設等の指導指針」の【別紙】「主眼事項及び着眼点」については、別紙1(案)の通り改正する予定であるので、各都道府県等にとっては、これを参考に適切な指導監査に当たられたい。

なお、医療法の改正や他の解釈通知等の改正に伴う「主眼事項及び着眼点」の改正も併せて行う予定である。

オ 指導監査実施状況等の提出について

平成12年度において、各都道府県等が実施した指導監査の実施状況等を把握したいので、その状況を別途発出する通知(参考資料(10))により作成し、提出願いたい。

カ 最近における主な不祥事等の概要

平成12年4月の介護保険制度施行以降、各都道府県から報告をいただいた中で、事故、事件、不正請求、不当なサービス提供となる不祥事等の概要は、別紙2のとおりである。

(5) 老人福祉施設等の指導監査について

昨今の老人福祉施設（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）の運営状況をみると、入所者処遇の向上及び在宅福祉の推進に積極的に取り組んでいる法人・施設がみられる一方、施設運営費の不正流用など極めて憂慮すべき不祥事も生じている。

こうしたことを踏まえ、平成13年度における老人福祉施設に対する指導監査に当たっては、次の事項に留意の上、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

なお、老人福祉施設の指導監査に当たっては、不祥事の未然防止について万全を期する必要があるが、万一不祥事等が発生した場合は速やかに関係各課と調整の上、当室へ報告されたい。

ア 都道府県等本庁における指導監督について

(ア) 老人福祉施設に対する指導監査の実施について

老人福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図るための技術的助言の一環として、平成12年5月12日老発第481号厚生省老人保健福祉局長通知「老人福祉施設に係る指導監査について」の別添として、「老人福祉施設指導監査指針」をお示ししたところであるので、引き続きこれを参考の上、適切な指導監査の実施を図られたい。

(イ) 都道府県と指定都市、中核市との指導監査上の連携について

指定都市及び中核市（以下「指定都市等」という。）が行う特別養護老人ホームの指導監査に当たっては、介護保険法の指定介護老人福祉施設への指定権限及び指導監督権限を有する都道府県が行う指導と同時に実施するなど、都道府県と指定都